



裁判の対象は何ですか？

国による「むだづかい」（違法な支出など）です。



具体的には？

国有財産の安価な売却、不必要な補助金・助成金の支給、高額な業務委託費の支払い、等です。



何を求めることができますか？

「むだづかい」の差止めや、「むだづかい」をした者・受けた者に、国に返金を求めること、等です。



誰が請求できますか？

誰でもできます。



どのような手順によりますか？

会計検査院に対する請求（公金検査請求）を経た上で、裁判所に訴訟（国民訴訟）の提起ができます。



「公金検査請求訴訟法案」の全条文及び解説は、日本弁護士連合会のサイトに掲載されています。



「日弁連」 「公金検査請求」などで検索して、日弁連の「公金検査請求訴訟制度の提言」のページを開きます。

さらに「提言本文」（PDF）を開くと、その2ページ以下に、条文と解説の記載があります。



お問い合わせ先



日本弁護士連合会
〒100-0013
東京都千代田区霞が関1-1-3
電話（03）3580-9841（代）

JFBA 日本弁護士連合会

国の「むだづかい」に
司法の目を！！



こうきん けんさ せいきゅうそしょうほう
公金検査請求訴訟法

の立法化にむけて

JFBA 日本弁護士連合会

日弁連は、**国の「むだづかい」を裁判で争うことができる制度**の立法化を実現します。

「地方自治体」

のむだづかい

住民訴訟

住民監査
請求

争う制度が用意されています。



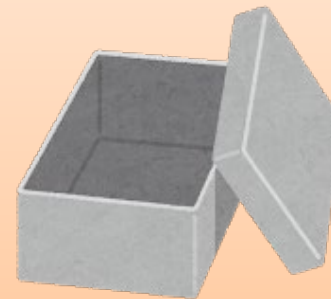
税金の「むだづかい」
は同じなのに・・・

この違いって、
おかしくない
ですか!?



「国」

のむだづかい



裁判で争う制度が
ありません!!



住民訴訟の数

平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間で、日本全国で328件の住民訴訟が提起され（地方自治月報第59号より算出）、地方自治体の損害の回復や財務の健全化が図られています。

公金検査
請求

会計検査院に対して行います。
「住民監査請求」に相当します。

国民訴訟

裁判所に訴えます。
「住民訴訟」に相当します。

これらを創設
したいのです!

